



島根県報

令和3年10月8日(金)

第 250 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出	(農 村 整 備 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農 業 経 営 課)	2
公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	3

【特定調達公告】

令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札 の実施	(水 産 課)	3
5軸マシニングセンタの購入に係る随意契約の相手方等	(教 育 施 設 課)	6

告 示**島根県告示第604号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

雲南市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石飛 厚志 雲南市掛合町掛合1615番地4

錦織 弘 雲南市加茂町大崎214番地3

2 就任年月日

令和3年9月14日

島根県告示第605号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田813-17、813-18、814-9、814-10

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鹿足郡津和野町中座イ61番	田	1,331

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和3年12月1日	権利の始期から令和13年12月31日まで	19,290

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年10月22日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農業企画グループ

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月10日に終了した旨奥出雲町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月8日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年7月12日から同月30日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町小馬木地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年10月8日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 整備期間

令和4年2月4日（金）から同年3月25日（金）まで

(4) 引渡場所

請負造船所岸壁

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 総トン数150トン以上の鋼船を入渠又は上架する能力を有している者であること。

(8) 漁業試験船「島根丸」により1日（8時間、海上距離おおむね100マイル）で回航できる範囲内（鳥取県境港市以西から福岡県北九州市以東までの地域内）に造船所を有している者であること。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒697-0051 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

電話番号 0855-22-1720 F A X 0855-23-2079

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年10月8日（金）から同年11月2日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、令和3年10月22日（金）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(4) 入札書の提出期限等

- ア 提出期限 令和3年11月19日（金）午後1時まで
イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和3年11月19日（金）正午までに到着していること。
ウ 提出場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1
島根県水産技術センター 総合調整部

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和3年11月19日（金）午後1時30分から
イ 場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1 島根県水産技術センター 研修準備室（3階）

4 その他

(1) 契約の手に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、令和3年11月2日（火）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required : Intermediate inspection and repair service of Fisheries experimental vessel Shimane maru, 1 set

(2) Deadline for bid : 1 : 00 p.m. November 19, 2021

(Applications by mail must arrive at the address written below by 12 : 00 p.m. November 19, 2021)

(3) Contact : Shimane Prefectural Fisheries Technology Center, 25-1 Setogashima-cho, Hamada-shi, Shimane, 697-0051 Japan

TEL : 0855-22-1720

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月8日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

松江工業高等学校5軸マシニングセンタ 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年8月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

協同組合島根県鐵工会 代表理事 児玉 泰州 島根県松江市西津田一丁目9番50号

5 随意契約に係る契約金額

42,427,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。